

## ◎給与所得算出表

単位：円

収入金額（A）	所得金額
551,000 未満	0
551,000 ～ 1,618,999	(A) - 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	(A) ÷ 4 (B) × 60% + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	(千円未満を切り捨てる) (B) × 70% - 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	× 4 = (B) (B) × 80% - 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	(A) × 90% - 1,100,000
8,500,000 以上	(A) - 1,950,000

## ◎配偶者特別控除額早見表

配偶者の合計所得金額が48万円(給与収入103万円)を超え、133万円(給与収入2,015,999円)以下の場合、その所得(収入)に応じて次の表のとおり控除されます。  
※配偶者の合計所得金額が48万円(給与収入103万円)以下の場合、配偶者特別控除は0円となります。

配偶者の給与収入 (収入が給与のみの場合)	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額			
		納税義務者の合計所得金額 (納税義務者の所得が給与のみの場合の収入金額)			
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円を超え 950万円以下 (1,095万円を超え 1,145万円以下)	950万円を超え 1,000万円以下 (1,145万円を超え 1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)
103万円を超え155万円以下	48万円を超え100万円以下	33万円	22万円	11万円	対象外
155万円を超え160万円以下	100万円を超え105万円以下	31万円	21万円	11万円	
160万円を超え166万8千円未満	105万円を超え110万円以下	26万円	18万円	9万円	
166万8千円以上175万2千円未満	110万円を超え115万円以下	21万円	14万円	7万円	
175万2千円以上183万2千円未満	115万円を超え120万円以下	16万円	11万円	6万円	
183万2千円以上190万4千円未満	120万円を超え125万円以下	11万円	8万円	4万円	
190万4千円以上197万2千円未満	125万円を超え130万円以下	6万円	4万円	2万円	
197万2千円以上201万6千円未満	130万円を超え133万円以下	3万円	2万円	1万円	
201万6千円以上	133万円超			対象外	

## ◎公的年金等所得換算表

単位：円

年 齢	収入金額（A）	公的年金等雑所得の金額			年 齢	収入金額（A）	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額					公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (S33.1.2以降 生まれ)	～ 1,299,999	(A) - 600,000	(A) - 500,000	(A) - 400,000	65歳以上 (S33.1.1以前 生まれ)	～ 3,299,999	(A) - 1,100,000	(A) - 1,000,000	(A) - 900,000
	1,300,000～4,099,999	(A) × 75% - 275,000	(A) × 75% - 175,000	(A) × 75% - 75,000		3,300,000～4,099,999	(A) × 75% - 275,000	(A) × 75% - 175,000	(A) × 75% - 75,000
	4,100,000～7,699,999	(A) × 85% - 685,000	(A) × 85% - 585,000	(A) × 85% - 485,000		4,100,000～7,699,999	(A) × 85% - 685,000	(A) × 85% - 585,000	(A) × 85% - 485,000
	7,700,000～9,999,999	(A) × 95% - 1,455,000	(A) × 95% - 1,355,000	(A) × 95% - 1,255,000		7,700,000～9,999,999	(A) × 95% - 1,455,000	(A) × 95% - 1,355,000	(A) × 95% - 1,255,000
	10,000,000～	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000		10,000,000～	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000

## ◎所得金額調整控除

下記1又は2の要件に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。(1、2の両方に該当する場合、1の控除後に2の金額を控除します。)

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合

- 本人が特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = |給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円| × 10%

※「給与等」とは、勤務先から受ける給与、賃金、費与や、これらの性質を有する給与のことです。

※この調整控除における「扶養親族」は、扶養控除と異なり、重複して申告をすることができます。

2 給与収入及び公的年金収入があり、給与所得控除後の所得金額と公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額の合計金額が10万円を超える場合  
所得金額調整控除額 = |給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円) - 10万円|

## ◎市民税・県民税の計算方法

総所得金額	-	所得から差し引かれる金額	=	課税標準額	(1,000円未満切り捨て)		
課税標準額	×	税率	-	税額控除額	=	所得割額	(100円未満切り捨て)
所得割額	+	均等割額	=	市民税・県民税年税額			
均等割額		市民税 3,500円	県民税 2,300円				

※県民税均等割のうち800円は、兵庫県が森林や都市の緑の保全・再生のために使う「県民緑税」です。  
※防災のために必要財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間、市民税及び県民税の均等割がそれぞれ500円加算されています。

## ◎税額控除

○寄附金税額控除

申告書の裏面⑩欄の「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会・日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

【計算方法】
㊦㊧の合計額が市民税・県民税の所得割額から減額されます。
㊦基本控除額
( 寄附金額 - 2千円 ) × 10%
※対象寄附金額は、総所得金額の30%を限度とします。
㊧特例控除額《都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)のみ適用》
( 寄附金額 - 2千円 ) × 表Aの該当する割合
※特例控除額は、市民税・県民税所得割額の20%を限度とします。 ※令和元年6月1日以後の寄附金は、総務大臣が適当と認める都道府県または市区町村のみ特別控除の対象となります。

表A	課税総所得金額から人的控除差額調整額を控除した額	割合
	0円以上195万円以下	84.895%
	195万円を超え330万円以下	79.79%
	330万円を超え695万円以下	69.58%
	695万円を超え900万円以下	66.517%
	900万円を超え1,800万円以下	56.307%
	1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
	4,000万円超	44.055%
	0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
	0円未満(課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

## ◎上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について、市民税・県民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合は申告が必要です。

※上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について、市民税・県民税において所得税と異なる課税方式の選択が可能とされていましたが、令和6年度の市民税・県民税(令和5年分の確定申告書)より、課税方式を所得税と一致させる改正がなされました(令和4年度税制改正)。

1 全てを申告不要とする場合(繰越損失が所得税と同じ場合)

令和3年分確定申告書から第二表「住民税・事業税に関する事項」に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」の欄が追加されました。

市民税・県民税において全てを申告不要(あらかじめ源泉徴収されている)とする場合は、確定申告書に記入することで別途市民税課への申告は不要となります。

2 一部でも申告する場合、繰越損失が所得税と異なる場合

当該年度納税通知が届く日までに、確定申告とは別に「特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書」の様式により、市民税課への申告が必要です。

【注意】 この申告書の取り扱い及び申告書に記載している内容については、令和5年度の税制改正によって変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、地方税法が改正された場合には、申告された事項について当市で計算しなおします。

不明な点がございましたら、右記までお問い合わせください。 **明石市役所 市民税課 TEL(078)918-5013(直通)**  
※所得税等国税のお問い合わせについては… **明石税務署 TEL(078)921-2261(代表)**

# 令和5年度分 市民税・県民税申告書の手引き

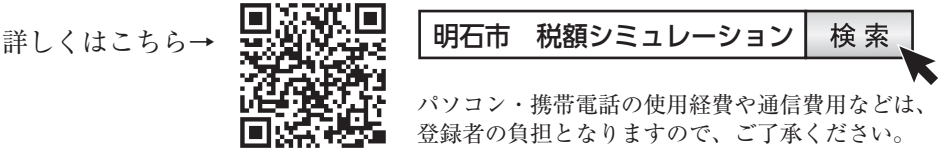
明石市役所

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送での申告を推奨いたします

市税につきましては、平素よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

別紙申告書は、昨年1年間(令和4年1月1日～12月31日)の所得及び控除を申告していただくものです。市民税・県民税の課税資料となりますので、この手引きを参考に黒ボールペンで正しくご記入のうえ、期限までに提出をお願いいたします。

明石市ホームページでも、市民税・県民税の税額の試算や申告書の作成ができるようになりました。



## 1. 申告をしなければならない人

- 令和5年1月1日現在明石市内に居住し、昨年1年間に所得のあった人(2.申告をしなくてもよい人を除く。)
- 所得に関する証明書が必要な人(所得がなかった場合は、裏面の記入例③を参考に記入してください。)

【注意】前年中に所得がなかった人は、申告書の提出義務はありませんが、福祉・公営住宅・教育関係の制度等において所得の申告が必要な場合や所得に関する証明書が必要な場合などは、市民税・県民税申告書の提出が必要となることがあります。

## 2. 申告をしなくてもよい人

- 所得税の確定申告書を提出した人
- 給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている人
- 公的年金(遺族年金・障害年金は除く)収入のみでその収入金額が次の金額以下の人
  - ・昭和33年1月1日以前生まれの人……………1,550,000円
  - ・昭和33年1月2日以降生まれの人……………1,050,000円

## 3. 申告に必要なもの

(郵送の場合は、下記書類を必ず同封してください。)

- 市民税・県民税申告書 **市民税・県民税申告書**
- 収入のわかるもの(源泉徴収票など) **源泉徴収票**
- 事業所得、不動産所得などがある人は、収入金額や必要経費のわかる書類 **収入金額や必要経費のわかる書類**

<各種控除を受ける場合は次の書類>※添付書類がない場合は控除を受けることができませんのでご注意ください。

対象者	添付が必要な書類
<input type="checkbox"/> 医療費控除	医療費控除の明細書 <b>★医療費控除の明細書</b> ※領収書の添付では医療費控除の申告はできません。医療費控除の明細書を提出してください。
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	領収書または納付額証明書 <b>★領収書等</b>
<input type="checkbox"/> 生命保険料控除、地震保険料控除	保険会社発行の控除証明書 <b>★控除証明書</b>
<input type="checkbox"/> 障害者控除	障害者手帳(または障害者控除対象者認定証)のコピー <b>★障害者手帳等の証明書</b> コピー
<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	在学を証明する書類 <b>★在学を証明する書類</b> コピー
<input type="checkbox"/> 寄附金税額控除	寄附金の受領書 <b>★控除証明書</b> ※市民税・県民税申告書を提出すると、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用が受けられなくなりますので、申告時にふるさと納税の申告も併せて行う必要があります。

**領収書の添付では、医療費控除の申告は出来ません。**  
**申告には、『医療費控除の明細書』が必要です。**  
領収書の提出は不要です。  
**明石市のホームページよりダウンロードできます!!**  
※ただし、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。市役所から求められた場合は提示又は提出しなければなりません。

## 4. 郵送以外での申告書の提出先

- 明石市役所市民税課 (西庁舎1階①・②番窓口)…………… 明石市中崎1丁目5番1号(業務時間8:55～17:40)
- 大久保市民センター…………… 明石市大久保町大窪612番地の1(業務時間8:55～12:00/13:00～17:15)
- 魚住市民センター…………… 明石市魚住町西岡500番地の1(業務時間8:55～12:00/13:00～17:15)
- 二見市民センター…………… 明石市二見町東二見457番地の1(業務時間8:55～12:00/13:00～17:15)  
(土・日曜日及び祝日は窓口受付をしておりませんのでご注意ください。)



# 5. 申告書の書き方

記入例を参考に該当の所得及び控除を記入してください。

## ① 所得金額

所得の種類	内 容	必要経費等
事業	卸売業、小売業、製造業等の事業、各種の外資、大工、弁護士、医師等農業以外の事業から生ずる所得 <b>収入金額や必要経費のわかる書類</b>	収入を得るために支出した金額
業	農作物の生産から生ずる所得 <b>収入金額や必要経費のわかる書類</b>	
不動産	土地や建物等の貸付から生ずる所得 <b>収入金額や必要経費のわかる書類</b>	
利子	公社債や預貯金の利子等による所得	
配当	株式の配当等による所得	
給与	給与、賞与、賞金等の所得 <b>【必要書類】 源泉徴収票等</b>	給与所得控除額 (4ページ「給与所得算出表」を参照)
源泉徴収票がある場合	源泉徴収票の「支払金額」の金額を表面の「給与[50]」の欄に記入してください。	
源泉徴収票がない場合	表面の①賃金等の欄に収入金額を記入してください。 <b>裏面の記入の仕方</b>	
源泉徴収票がない場合	裏面の①賃金等の欄に収入金額を記入してください。 ①1月～12月の日給、日数、月給、賞与等を記入し、昨年1年間の収入の合計金額を算出してください。 表面の「給与[50]」の欄に合計金額を記入してください。 ②勤務先の名称、所在地及び電話番号を記入してください。	
公的年金等	公的年金(厚生年金、国民年金等)及び恩給から生ずる所得 ※障害年金、遺族年金は含まれません。 <b>源泉徴収票の「支払金額」の金額を記入してください。</b> <b>【必要書類】 源泉徴収票</b>	公的年金等控除額 (4ページ「公的年金等所得換算表」を参照)
業務	原稿料、講演料など副収入による所得 シルバー人材センターからの配分金等の所得 <b>【必要書類】 収入金額や必要経費のわかる書類</b>	収入を得るために支出した金額
その他	生命保険の個人年金、互助年金、暗号資産取引などの所得 <b>【必要書類】 収入金額や必要経費のわかる書類</b>	
総合譲渡	機械、自動車等の資産の譲渡による所得 保有期間が5年以内のものは短期、5年を超えるものは長期となります。 <b>【必要書類】 取得価格や必要経費のわかる書類</b>	譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費、譲渡に関わる必要経費
一時	生命保険の満期返戻金、賞金、懸賞賞金等の一時的な所得 〔総収入金額 — その収入を得るために支出した金額〕 × 1/2 = 課税される金額 ※一時所得の特別控除額は、「総収入金額 - その収入を得るために支出した金額」が50万円以上の場合には50万円、50万円未満の場合はその金額となります。一時所得がマイナスになった場合は、一時所得=0円となります。 <b>【必要書類】 収入金額や必要経費のわかる書類</b>	

## ② 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	内 容	下記の控除を適用する場合、必ず記入してください
配偶者控除	配偶者控除額 納税義務者の合計所得金額 900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円超 配偶者 330,000円 220,000円 110,000円 老人配偶者 380,000円 260,000円 130,000円 対象外 260,000円 300,000円 530,000円 ※老人配偶者とは、控除対象配偶者のうち昭和28年1月1日以前に生まれた人です。 ※同居特別障害者とは、同居特別障害者で、かつ、あなた又はあなたと生計を一にする他の親族のいずれかと同居している人です。 ※配偶者の障害者控除を受ける場合 <b>【必要書類】 ★障害者手帳等の証明書(※)</b> ※配偶者が日本国外に居住している場合 <b>【必要書類】 ★親族関係書類及び送金関係書類(※)</b>	障害者控除額 普通障害者 特別障害者 同居特別障害者
同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者(他の人の扶養親族とされている人、事業専従者は除きます。)の合計所得金額が48万円以下である場合です。 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者にかかる配偶者控除は廃止されましたが、障害者控除は適用されるほか、非課税限度額の算定等においては、従来どおり人数に含めて算定しますので、必ず記入してください。 ※配偶者の障害者控除を受ける場合 <b>【必要書類】 ★障害者手帳等の証明書(※)</b> ※配偶者が日本国外に居住している場合 <b>【必要書類】 ★親族関係書類及び送金関係書類(※)</b>	
配偶者特別控除	前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者(他の人の扶養親族とされている人、事業専従者は除きます。)の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に該当します。また、あなたの合計所得金額により配偶者特別控除の額が段階的に引き下げられるようになります。 配偶者の収入の種類と収入金額、合計所得金額を記入してください。(4ページ「配偶者特別控除額早見表」を参照) ※配偶者特別控除は夫婦のうちどちらか一方のみが受けることができます。 ※配偶者が日本国外に居住している場合 <b>【必要書類】 ★親族関係書類及び送金関係書類(※)</b>	
扶養控除・16歳未満の扶養親族	前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする親族(他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされている人、事業専従者は除きます。)の合計所得金額が48万円以下の場合に該当します。 氏名、続柄、生年月日、同居・別居、その人が障害者である場合は手帳等の種類・等級を記入してください。 扶養控除額 扶養親族 330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円 16歳未満扶養親族 ※特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち平成12年1月2日から平成16年1月1日までに生まれた人です。 ※老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち昭和28年1月1日以前に生まれた人です。 ※同居老親等とは、老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者と同居している人です。 ※16歳未満の扶養親族(平成19年1月2日以降に生まれた扶養親族)にかかる扶養控除はありませんが、障害者控除を適用されるほか、非課税限度額の算定等においては従来どおり16歳未満の扶養親族の人数を含めて算定しますので、必ず記入してください。 ※同居特別障害者とは特別障害者で、かつ、あなた又はあなたと生計を一にする他の親族のいずれかと同居している人です。 ※扶養親族の障害者控除を受ける場合 <b>【必要書類】 ★障害者手帳等の証明書(※)</b> ※扶養親族が日本国外に居住している場合 <b>【必要書類】 ★親族関係書類及び送金関係書類(※)</b>	障害者控除額 普通障害者 特別障害者 同居特別障害者
所得金額調整控除に関する事項	あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合は、対象者の氏名、生年月日等を記入してください。(4ページ「所得金額調整控除」を参照) 1 本人が特別障害者に該当する <b>【必要書類】 ★障害者手帳等の証明書(※)</b> 2 年齢23歳未満の扶養親族を有する 3 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する <b>【必要書類】 ★障害者手帳等の証明書(※)</b> (「給与等」とは、勤務先から受ける給与、賞金、賞与や、これらの性質を有する給与のことです。)(この調整控除における「扶養親族」は、扶養控除と異なり、重複して申告することができます。)(※)については、外国語で作成されている場合は翻訳文も添付してください。	

# 記入例

### 令和5年度分 市民税・県民税申告書

明石市長 令和5年2月16日提出

明石市中崎1丁目 5番1号

フリガナ アカシ タロウ  
氏名 明石 太郎

生年月日 明・大・24年3月4日生

マイナンバー(個人番号) 123456789012

電話番号 918-5013 職業 土木作業員

住所 明石市相生町2丁目7番2号

収入金額 527,000円

必要経費 130円

専従者控除 所得金額(①-②-③)

所得金額 44円

必要経費 45円

専従者控除 47円

所得金額 48円

必要経費 49円

所得金額 51円

必要経費 57円

所得金額 52円

必要経費 53円

所得金額 54円

必要経費 55円

所得金額 55円

必要経費 56円

所得金額 57円

必要経費 58円

所得金額 59円

必要経費 60円

所得金額 61円

必要経費 62円

所得金額 63円

必要経費 64円

所得金額 65円

必要経費 66円

所得金額 67円

必要経費 68円

所得金額 69円

必要経費 70円

所得金額 71円

必要経費 72円

所得金額 73円

必要経費 74円

所得金額 75円

必要経費 76円

所得金額 77円

必要経費 78円

所得金額 79円

必要経費 80円

所得金額 81円

必要経費 82円

所得金額 83円

必要経費 84円

所得金額 85円

必要経費 86円

所得金額 87円

必要経費 88円

所得金額 89円

必要経費 90円

所得金額 91円

必要経費 92円

所得金額 93円

必要経費 94円

所得金額 95円

必要経費 96円

所得金額 97円

必要経費 98円

所得金額 99円

必要経費 100円

所得金額 101円

必要経費 102円

所得金額 103円

必要経費 104円

所得金額 105円

必要経費 106円

所得金額 107円

必要経費 108円

所得金額 109円

必要経費 110円

所得金額 111円

必要経費 112円

所得金額 113円

必要経費 114円

所得金額 115円

必要経費 116円

所得金額 117円

必要経費 118円

所得金額 119円

必要経費 120円

所得金額 121円

必要経費 122円

所得金額 123円

必要経費 124円

所得金額 125円

必要経費 126円

所得金額 127円

必要経費 128円

所得金額 129円

必要経費 130円

所得金額 131円

必要経費 132円

所得金額 133円

必要経費 134円

所得金額 135円

必要経費 136円

所得金額 137円

必要経費 138円

所得金額 139円

必要経費 140円

所得金額 141円

必要経費 142円

所得金額 143円

必要経費 144円

所得金額 145円

必要経費 146円

所得金額 147円

必要経費 148円

所得金額 149円

必要経費 150円

所得金額 151円

必要経費 152円

所得金額 153円

必要経費 154円

所得金額 155円

必要経費 156円

所得金額 157円

必要経費 158円

所得金額 159円

必要経費 160円

所得金額 161円

必要経費 162円

所得金額 163円

必要経費 164円

所得金額 165円

必要経費 166円

所得金額 167円

必要経費 168円

所得金額 169円

必要経費 170円

所得金額 171円

必要経費 172円

所得金額 173円

必要経費 174円

所得金額 175円

必要経費 176円

所得金額 177円

必要経費 178円

所得金額 179円

必要経費 180円

所得金額 181円

必要経費 182円

所得金額 183円

必要経費 184円

所得金額 185円

必要経費 186円

所得金額 187円

必要経費 188円

所得金額 189円

必要経費 190円

所得金額 191円

必要経費 192円

所得金額 193円

必要経費 194円

所得金額 195円

必要経費 196円

所得金額 197円

必要経費 198円

所得金額 199円

必要経費 200円

所得金額 201円

必要経費 202円

所得金額 203円

必要経費 204円

所得金額 205円

必要経費 206円

所得金額 207円

必要経費 208円

所得金額 209円

必要経費 210円

所得金額 211円

必要経費 212円

所得金額 213円

必要経費 214円

所得金額 215円

必要経費 216円

所得金額 217円

必要経費 218円

所得金額 219円

必要経費 220円

所得金額 221円

必要経費 222円

所得金額 223円

必要経費 224円

所得金額 225円

必要経費 226円

所得金額 227円

必要経費 228円

所得金額 229円

必要経費 230円

所得金額 231円

必要経費 232円

所得金額 233円

必要経費 234円

所得金額 235円

必要経費 236円

所得金額 237円

必要経費 238円

所得金額 239円

必要経費 240円

所得金額 241円

必要経費 242円

所得金額 243円

必要経費 244円

所得金額 245円

必要経費 246円

所得金額 247円

必要経費 248円

所得金額 249円

必要経費 250円

所得金額 251円

必要経費 252円

所得金額 253円

必要経費 254円

所得金額 255円

必要経費 256円

所得金額 257円

必要経費 258円

所得金額 259円

必要経費 260円

所得金額 261円

必要経費 262円

所得金額 263円

必要経費 264円

所得金額 265円

必要経費 266円

所得金額 267円

必要経費 268円

所得金額 269円

必要経費 270円

所得金額 271円

必要経費 272円

所得金額 273円

必要経費 274円

所得金額 275円

必要経費 276円

所得金額 277円

必要経費 278円

所得金額 279円

必要経費 280円

所得金額 281円

必要経費 282円

所得金額 283円

必要経費 284円

所得金額 285円

必要経費 286円

所得金額 287円

必要経費 288円

所得金額 289円

必要経費 290円

所得金額 291円

必要経費 292円

所得金額 293円

必要経費 294円

所得金額 295円

必要経費 296円

所得金額 297円

必要経費 298円

所得金額 299円

必要経費 300円

所得金額 301円

必要経費 302円

所得金額 303円

必要経費 304円

所得金額 305円

必要経費 306円

所得金額 307円

必要経費 308円

所得金額 309円

必要経費 310円

所得金額 311円

必要経費 312円

所得金額 313円

必要経費 314円

所得金額 315円

必要経費 316円

所得金額 317円

必要経費 318円

所得金額 319円

必要経費 320円

所得金額 321円

必要経費 322円

所得金額 323円

必要経費 324円

所得金額 325円

必要経費 326円

所得金額 327円

必要経費 328円

所得金額 329円

必要経費 330円

所得金額 331円

必要経費 332円

所得金額 333円

必要経費 334円

所得金額 335円

必要経費 336円

所得金額 337円

必要経費 338円

所得金額 339円

必要経費 340円

所得金額 341円

必要経費 342円

所得金額 343円

必要経費 344円

所得金額 345円

必要経費 346円

所得金額 347円

必要経費 348円

所得金額 349円

必要経費 350円

所得金額 351円

必要経費 352円

所得金額 353円

必要経費 354円

所得金額 355円

必要経費 356円

所得金額 357円

必要経費 358円

所得金額 359円

必要経費 360円

所得金額 361円

必要経費 362円

所得金額 363円

必要経費 364円

所得金額 365円

必要経費 366円

所得金額 367円

必要経費 368円

所得金額 369円

必要経費 370円

所得金額 371円

必要経費 372円

所得金額 373円

必要経費 374円

所得金額 375円

必要経費 376円

所得金額 377円

必要経費 378円

所得金額 379円

必要経費 380円

所得金額 381円

必要経費 382円

所得金額 383円

必要経費 384円

所得金額 385円

必要経費 386円

所得金額 387円

必要経費 388円

所得金額 389円

必要経費 390円

所得金額 391円

必要経費 392円

所得金額 393円

必要経費 394円

所得金額 395円

必要経費 396円

所得金額 397円

必要経費 398円

所得金額 399円

必要経費 400円

所得金額 401円

必要経費 402円

所得金額 403円

必要経費 404円

所得金額 405円

必要経費 406円

所得金額 407円

必要経費 408円

所得金額 409円

必要経費 410円

所得金額 411円

必要経費 412円

所得金額 413円

必要経費 414円

所得金額 415円

必要経費 416円

所得金額 417円

必要経費 418円

所得金額 419円

必要経費 420円

所得金額 421円

必要経費 422円

所得金額 423円

必要経費 424円

所得金額 425円

必要経費 426円

所得金額 427円

必要経費 428円

所得金額 429円

必要経費 430円

所得金額 431円

必要経費 432円

所得金額 433円

必要経費 434円

所得金額 435円

必要経費 436円

所得金額 437円

必要経費 438円

所得金額 439円

必要経費 440円

所得金額 441円

必要経費 442円

所得金額 443円

必要経費 444円

所得金額 445円

必要経費 446円

所得金額 447円

必要経費 448円

所得金額 449円

必要経費 450円

所得金額 451円

必要経費 452円

所得金額 453円

必要経費 454円

所得金額 455円

必要経費 456円

所得金額 457円

必要経費 458円

所得金額 459円

必要経費 460円

所得金額 461円

必要経費 462円

所得金額 463円

必要経費 464円

所得金額 465円

必要経費 466円

所得金額 467円

必要経費 468円

所得金額 469円

必要経費 470円

所得金額 471円

必要経費 472円

所得金額 473円

必要経費 474円

所得金額 475円

必要経費 476円

所得金額 477円

必要経費 478円

所得金額 479円

必要経費 480円

所得金額 481円

必要経費 482円

所得金額 483円

必要経費 484円

所得金額 485円

必要経費 486円

所得金額 487円

必要経費 488円

所得金額 489円

必要経費 490円

所得金額 491円

必要経費 492円

所得金額 493円

必要経費 494円

所得金額 495円

必要経費 496円

所得金額 497円

必要経費 498円

所得金額 499円

必要経費 500円

所得金額 501円

必要経費 502円

所得金額 503円

必要経費 504円

所得金額 505円

必要経費 506円

所得金額 507円

必要経費 508円

所得金額 509円

必要経費 510円

所得金額 511円

必要経費 512円

所得金額 513円

必要経費 514円

所得金額 515円

必要経費 516円

所得金額 517円

必要経費 518円

所得金額 519円

必要経費 520円

所得金額 521円

必要経費 522円

所得金額 523円

必要経費 524円

所得金額 525円

必要経費 526円

所得金額 527円

必要経費 528円

所得金額 529円

必要経費 530円

所得金額 531円

必要経費 532円

所得金額 533円

必要経費 534円

所得金額 535円

必要経費 536円

所得金額 537円

必要経費 538円

所得金額 539円

必要経費 540円

所得金額 541円

必要経費 542円

所得金額 543円

必要経費 544円

所得金額 545円

必要経費 546円

所得金額 547円

必要経費 548円

所得金額 549円

必要経費 550円

所得金額 551円

必要経費 552円

所得金額 553円

必要経費 554円

所得金額 555円

必要経費 556円

所得金額 557円

必要経費 558円

所得金額 559円

必要経費 560円

所得金額 561円

必要経費 562円

所得金額 563円

必要経費 564円

所得金額 565円

必要経費 566円

所得金額 567円

必要経費 568円

所得金額 569円

必要経費 570円

所得金額 571円

必要経費 572円

所得金額 573円

必要経費 574円

所得金額 575円

必要経費 576円

所得金額 577円

必要経費 578円

所得金額 579円

必要経費 580円

所得金額 581円

必要経費 582円

所得金額 583円

必要経費 584円

所得金額 585円

必要経費 586円

所得金額 587円

必要経費 588円

所得金額 589円

必要経費 590円

所得金額 591円

必要経費 592円

所得金額 593円

必要経費 594円

所得金額 595円

必要経費 596円

所得金額 597円

必要経費 598円

所得金額 599円

必要経費 600円

所得金額 601円

必要経費 602円

所得金額 603円

必要経費 604円

所得金額 605円

必要経費 606円

所得金額 607円

必要経費 608円

所得金額 609円

必要経費 610円

所得金額 611円

必要経費 612円

所得金額 613円

必要経費 614円

所得金額 615円

必要経費 616円

所得金額 617円

必要経費 618円

所得金額 619円

必要経費 620円

所得金額 621円

必要経費 622円

所得金額 623円

必要経費 624円

所得金額 625円

必要経費 626円

所得金額 627円

必要経費 628円

所得金額 629円

必要経費 630円

所得金額 631円

必要経費 632円

所得金額 633円

必要経費 634円

所得金額 635円

必要経費 636円

所得金額 637円

必要経費 638円

所得金額 639円

必要経費 640円

所得金額 641円

必要経費 642円

所得金額 643円

必要経費 644円

所得金額 645円

必要経費 646円

所得金額 647円

必要経費 648円

所得金額 649円

必要経費 650円

所得金額 651円

必要経費 652円

所得金額 653円

必要経費 654円

所得金額 655円

必要経費 656円

所得金額 657円

必要経費 658円

所得金額 659円

必要経費 660円

所得金額 661円

必要経費 662円

所得金額 663円

必要経費 664円

所得金額 665円

必要経費 666円

所得金額 667円

必要経費 668円

所得金額 669円

必要経費 670円

所得金額 671円

必要経費 672円

所得金額 673円

必要経費 674円

所得金額 675円

必要経費 676円

所得金額 677円

必要経費 678円

所得金額 679円

必要経費 680円

所得金額 681円

必要経費 682円

所得金額 683円

必要経費 684円

所得金額 685円

必要経費 686円

所得金額 687円

必要経費 688円

所得金額 689円

必要経費 690円

所得金額 691円

必要経費 692円

所得金額 693円

必要経費 694円

所得金額 695円

必要経費 696円

所得金額 697円

必要経費 698円

所得金額 699円

必要経費 700円

所得金額 701円

必要経費 702円

所得金額 703円

必要経費 704円

所得金額 705円

必要経費 706円

所得金額 707円

必要経費 708円

所得金額 709円

必要経費 710円

所得金額 711円

必要経費 712円

所得金額 713円

必要経費 714円

所得金額 715円

必要経費 716円

所得金額 717円

必要経費 718円

所得金額 719円

必要経費 720円

所得金額 721円

必要経費 722円

所得金額 723円

必要経費 724円

所得金額 725円

必要経費 726円

所得金額 727円